

平成 29 年第 2 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 29 年 10 月 27 日 開会
平成 29 年 10 月 27 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 4 号(10 月 20 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	4
○同意第 1 号の上程、説明、採決	4
○同意第 2 号の上程、説明、採決	5
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第 7 号の上程、説明、採決、討論、採決	14
○議案第 8 号の上程、説明、採決、討論、採決	14
○議決事件の条項、字句等の整理	16
○閉会	16
○会議録署名	17

平成 29 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 4 号

平成 29 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 10 月 20 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 金丸 一元

- 1 期日 平成 29 年 10 月 27 日(金)午後 2 時
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(24 名)

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 1 番 深沢健吾 君 | 2 番 奥協和一 君 | 3 番 谷垣喜一 君 |
| 4 番 深沢敏彦 君 | 5 番 西室 衛 君 | 6 番 高添秀明 君 |
| 7 番 中込恵子 君 | 8 番 岡野 淳 君 | 9 番 樋泉明広 君 |
| 10 番 武川則幸 君 | 11 番 久嶋成美 君 | 12 番 川口信子 君 |
| 13 番 田中輝美 君 | 14 番 内藤 優 君 | 15 番 望月十四朗 君 |
| 16 番 河井 淳 君 | 17 番 望月藤一 君 | 18 番 秋山 勇 君 |
| 19 番 三井 猛 君 | 20 番 佐藤一仁 君 | 21 番 中村常実 君 |
| 24 番 三浦直樹 君 | 25 番 倉沢鶴義 君 | 26 番 加藤和秀幸 君 |

不応招議員(3 名)

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 22 番 後藤和雄 君 | 23 番 高村富三人 君 | 27 番 白木昭一 君 |
|-------------|--------------|-------------|

平成 29 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 29 年 10 月 27 日(金)午後 2 時 11 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 5 同意第 1 号 山梨県広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて

日程第 6 同意第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて

日程第 7 認定第 1 号 平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 2 号 平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号))

日程第 10 議案第 7 号 平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 11 議案第 8 号 平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 11 まで議事日程に同じ

出席議員(24 名)

1 番 深沢健吾 君	2 番 奥協和一 君	3 番 谷垣喜一 君
4 番 深沢敏彦 君	5 番 西室 衛 君	6 番 高添秀明 君
7 番 中込恵子 君	8 番 岡野 淳 君	9 番 樋泉明広 君
10 番 武川則幸 君	11 番 久嶋成美 君	12 番 川口信子 君
13 番 田中輝美 君	14 番 内藤 優 君	15 番 望月十四朗 君
16 番 河井 淳 君	17 番 望月藤一 君	18 番 秋山 勇 君
19 番 三井 猛 君	20 番 佐藤一仁 君	21 番 中村常実 君
24 番 三浦直樹 君	25 番 倉沢鶴義 君	26 番 加藤和秀幸 君

欠席議員(3 名)

22 番 後藤和雄 君 23 番 高村富三人 君 27 番 白木昭一 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 金丸一元 君 副広域連合長 小林 優 君
監査委員 望月敏明 君 事務局長 坂本敏己 君 事務局次長 芦澤文男 君
業務課長 鈴木享 君 会計管理者 小口純枝 君
業務課資格管理担当リーダー 霜村直人 君
業務課庶務担当リーダー 雨宮正貴 君
業務課給付担当リーダー 長倉直樹 君

事務局職員出席者

書記長 金子智奈美 書記 西野早紀 書記 石黒圭

【開 会】

開会 午後 2 時 11 分

●議長(谷垣喜一君)ただいまから、平成 29 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 24 人でございます。よって、地方自治法第 113 条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(谷垣喜一君)本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前に、ご報告申し上げます。22 番後藤和雄君、23 番高村富三人君、27 番白木昭一君より欠席の届けがありました。次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項及び 199 条第 9 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査、並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりです。議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長(谷垣喜一君)ここで、金丸広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君)金丸広域連合長。

○広域連合長(金丸一元君)皆さん、こんにちは。

私は、4 月 1 日から広域連合長に就任いたしました、南アルプス市長の金丸一元でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公務等ご多忙にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成 20 年 4 月に施行しました後期高齢者医療制度は、今年 10 年目の節目を迎えております。発足当時、約 10 万 7 千人であった当広域連合の被保険者数は、平成 29 年 3 月末現在 12 万 3 千人余りとなっており、今後もさらなる増加が見込まれております。また、医療給付費も被保険者数の増加に伴い年々増加しており、平成 28 年度は年間 940 億円を超えております。このような医療費の増加により、国・県・市町村並びに現役世代の加入している健康保険への財政負担は、ますます厳しいものとなっております。

国におきましても、制度を持続可能なものとしていくため、高齢者にも負担能力に

じた負担をお願いするなど、様々な制度改正が進められているところでございます。

当広域連合といたしましても、保険事業や医療費の適正化に積極的に取り組んでいくとともに、今後も被保険者の皆さまが安心して医療を受けられるよう、各市町村とも緊密に連携・協力しながら、制度の円滑な運営に、なお一層の努力をしてまいりたい所存でございます。

さて、本日は、副広域連合長の選任をはじめ、平成28年度決算の承認など計7議案を提案させていただいております。

何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

【議席の指定】

●議長(谷垣喜一君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。新たに選出されました7名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、1番甲府市選出深沢健吾君、4番山梨市選出深沢敏彦君、5番大月市選出西室衛君、15番早川町選出望月十四朗君、19番昭和町選出三井猛君、24鳴沢村選出番三浦直樹君、25番富士河口湖町選出倉沢鶴義君の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、6番高添秀明君、21番中村常実君を指名いたします。

【会期について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。11番久嶋成美君を指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました。久嶋成美君を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(谷垣喜一君) ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました。久嶋成美君を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第5 同意第1号】

●議長(谷垣喜一君) 次に日程第5、「同意第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。本件について説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 金丸広域連合長。

○広域連合長(金丸一元君) 「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて」、ご説明を申し上げます。

副広域連合長でありました、富士川町の志村学氏の退職に伴い、新たに、鳴沢村長の小林優氏を、副広域連合長に選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。

●議長(谷垣喜一君) お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

ご異議なしと認めます。お諮りいたします。同意第1号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員でございます。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

小林優副広域連合長の議場への入場を許します。

ここで、小林優副広域連合長より、あいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 小林副広域連合長。

○副広域連合長(小林優君) ただいま、山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長として御同意をいただきました、鳴沢村長の小林でございます。

広域連合の円滑かつ適正な事業推進のため、金丸広域連合長と共に職責を全うしたいと考えておりますので、議員の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

●議長(谷垣喜一君) 小林副広域連合長は、このあと公務がありますので、退席します。

【日程第6 同意第2号】

●議長(谷垣喜一君) 次に、日程第6、同意第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて」を議題と致します。

地方自治法第117条の規定により、17番望月藤一君の除斥を求めます。本件について、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 金丸広域連合長

○広域連合長(金丸一元君) 「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。議会選出監査委員であります早川町の近藤文男議員の任期満了に伴い、新たに、南部町の望月藤一議員を、監査委員に選任いたしたいので、ご同意をお願いするものでございます。

●議長(谷垣喜一君) お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

ご異議なしと認めます。お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員でございます。よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。望月藤一君の議場への入場を許します。

【日程第 7 認定第 1 号】

●議長(谷垣喜一君)次に、日程第 7、認定第 1 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、日程第 8、認定第 2 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、監査委員から、認定第 1 号、及び第 2 号についての、決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君) 監査委員望月敏明君。

○監査委員(望月敏明君) 監査委員の望月でございます。平成 28 年度決算審査の結果について報告を致します。

審査は、平成 29 年 8 月 22 日午前 9 時 30 分より、広域連合事務室において、私と近藤監査委員の両名で行いました。審査にあたっては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、広域連合長から提出された、「歳入歳出決算書」、「歳入歳出事項別明細書」、「実質収支に関する調書及び財産に関する調書」が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。

意見としましては、次のとおり提出をいたしました。お手元の決算審査意見書の最終 8 ページにございますが、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費の財源については、その多くが市町村からの負担金によるものであるため、市町村の負担軽減を図る意味でも、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。

一方で、毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費については、薬剤の価格改正等により平成 28 年度の一人当たり医療費としては 1.5%の減となったものの、被保険者数の増加により総額では増額となっている。

今後も被保険者数の増加による医療費の増加が予想される状況であることから、ジェネリック医薬品の利用促進や健康増進事業等を市町村と連携しながら継続していくことにより、その抑制に努められたい。また、負担区分の変更等で生じた医療費の返納金については、近年増加傾向にあることから公平・公正性を保つ意味でも組織体制の整備など更なる取組み強化を図られたい。

今後は来年度から施行される「国民健康保険の都道府県化」の動向により、後期高齢者医療制度も影響を受ける事が予想されるため、国や県、市町村との連携を深め、社会情勢や医療費の動向を注視する中で後期高齢者に対する適切な医療給付を行うと共に、適正かつ効率的な予算執行に一層努力されたい。

以上の意見を提出いたしました。

●議長(谷垣喜一君) 監査委員の監査結果の報告が終わりました。

ただいまから、認定第 1 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君)坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、認定第 1 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。最初に、歳入についてご説明させていただきます。

お手元の議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。一番下が合計欄になります。歳入合計でありますが、予算現額 4 億 9,342 万 1 千円に対し、調定額、収入済額いずれも 4 億 9,332 万 4,140 円であります。主な内容は、広域連合職員の人件費及び維持管理費などに充てる、市町村からの事務経費の負担金、並びに前年度からの繰入金であります。

次に 8 ページ、9 ページをご覧ください。歳出であります。同じく一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額 4 億 9,342 万 1 千円に対し、支出済額 4 億 6,745 万 1,478 円、不用額は 2,596 万 9,522 円となっております。主な内容につきましては、広域連合職員の派遣元市町村への人件費負担金、事務所等の借上げ料、及び特別会計への繰出金であります。

以上、概要につきましてご説明させていただきました。なお、詳細につきましては、芦澤次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君)芦澤事務局次長。

○事務局次長(芦澤文男君) それでは、概要についてご説明いたします。

お手元の資料 1、広域連合歳入歳出決算書の 2 ページをお開きください。まず、歳入についてありますが、一番下の項目、歳入合計欄をお願いします。予算現額 4 億 9,342 万 1 千円に対しまして、調定額、収入済額ともに、4 億 9,332 万 4,140 円となっております。予算現額と収入済額との比較であります。収入済額が 9 万 6,860 円下回っており、予算現額に対する執行率は 99.98%であります。主な内容につきましては、1 款「分担金及び負担金」、4 億 7,229 万 2,444 円は、職員の人件費及び維持管理などの運営の為の経費を、広域連合を構成している 27 市町村から納入していただいているものであります。6 款「繰越金」2,097 万 7,889 円は、前年度からの繰越金です。

次に、歳出をご説明いたします。3 ページをお開きください。一番下の項目、歳出合計、予算現額 4 億 9,342 万 1 千円に対しまして、支出済額 4 億 6,745 万 1,478 円、不用額は 2,596 万 9,522 円となっております。主な支出であります。2 款「総務費」に 1 億 6,132 万 6,481 円、この主なものとしましては、当広域連合の派遣職員 20 名の人件費を、派遣元の市町村への交付金として、1 億 3,366 万 3,566 円を支出しております。3 款「民生費」2 億 8,175 万 5,673 円は、特別会計への繰出金であります。なお、一般会計の予算現額に対する執行率は 94.74%となっております。また、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出 差引額は、2,587 万 2,662 円となっております。

引き続きまして、「歳入歳出決算」の詳細を資料 1 の「事項別明細書」により、主な歳入・歳出についてご説明をいたします。

6～7 ページをお開きください。それではまず、歳入につきましては、それぞれの調定額と収入済額は、同額となっております。1 款「分担金及び負担金」は、4 億 7,229 万 2,444 円の収入となっております。内容といたしましては、事務費共通経費負担金として、構成 27 市町村から 4 億 7,138 万 3 千円、広域連合専用のシステム端末の追加設備分として 9 市町村から 90 万 9,444 円の収入となっております。次に 4 款「財産収入」1 万 6,613 円につきましては、財政調整基金の利息分であります。6 款「繰越金」2,097 万 7,889 円は、前年度からの繰越金であります。7 款「諸収入」の主な歳入は、普通預金利子の 3 万 6,424 円であります。

以上、歳入合計につきましては、予算現額 4 億 9,342 万 1 千円に対しまして、調定額・収入済額ともに、4 億 9,332 万 4,140 円となっております。

次に、歳出についてご説明をいたします。8～9 ページをお開きください。1 款「議会費」は、99 万 4,383 円となっております。平成 28 年度は、定例会を 2 回開催し、主な支出は、議員 27 名の報酬であります。次に、2 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」の支出は、1 億 6,132 万 6,481 円となっております。この、「一般管理

費」につきましては、主な節で、ご説明をいたします。なお、備考欄には、主な内容が記載されておりますので、ご参照をお願いいたします。3節「職員手当等」562万3,981円は、派遣職員18名の通勤手当に436万3,200円、同じく派遣職員11名の超過勤務手当に104万5,861円を支出しております。11節「需用費」168万2,712円は、事務用品などの消耗品に61万1,682円、事務所の電気料に86万1,111円を支出しております。次に、12節「役務費」66万5,780円は、通信運搬費として、35万780円、公用車2台の自動車損害保険料に4万9,960円を支出しております。13節「委託料」804万2,791円は、財務会計システム及びグループウェア委託料に475万6,320円、条例等整備委託料に101万9,520円、公会計システム委託料に201万2,040円を支出しております。14節「使用料及び賃借料」1,134万3,641円は、車輛借上料に58万1,757円、内部情報系パソコン及びサーバーリース料に370万844円、広域連合事務所等不動産借上に624万4,640円、複合機2台分及び会場借上料などに81万6,400円を支出しております。19節「負担金、補助及び交付金」1億3,372万566円は、広域連合の派遣職員20名の給与等を派遣元の市町村に支出しております。次に、3項「監査委員費」23万4,328円につきましては、監査委員2名の報酬及び費用弁償であります。

続きまして、10ページをお開きください。3款「民生費」2億8,175万5,673円は、共通経費分として特別会計へ繰出しております。共通経費の内容であります。電算システム委託料、国保連合会への療養費審査支払手数料や被保険者への医療費通知の通信費などです。4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」の支出済額は、2,314万613円となっております。この支出は、財政調整基金への積立金です。5款「予備費」は使用していません。

以上、歳出合計につきましては、予算現額4億9,342万1千円に対し、支出済額4億6,745万1,478円、不要額2,596万9,522円となっております。

以上が、事項別明細書による説明でございます。

引き続き、一般会計の「実質収支に関する調書」であります。

12ページをお開きください。歳入総額4億9,332万4千円、歳出総額4億6,745万1千円、歳入歳出差引額2,587万3千円。翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額は、2,587万3千円となっております。

以上が、平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の内容であります。

引き続き、31ページからの財産に関する調書の説明をさせていただきます。

内容につきましては、32～33ページをお開きください。1 公有財産は、ありません。2 物品につきましては、前年度からのレセプト保管用 平行移動書庫一式のほか、公会計システムが、追加になっております。3 債権は、ございません。4 基金でございますが、(1)の財政調整基金は、前年度末 現在高7,109万1千円、決算年度中 増減高は2,314万1千円の増、決算年度末 現在高9,423万2千円となっております。(2) 給付基金は、前年度末 残高14億919万1千円、決算年度中 増減高は、4億1万2千円の増、決算年度末 現在高18億920万3千円となっております。

以上が、財産に関する調書であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君)事務局の説明が、終わりました。ただいまから、認定第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

無いですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。

無いですので、討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。認定第1号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員でございます。よって認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第8 認定第2号】

●議長(谷垣喜一君)次に、認定第2号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君)坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、認定第2号「平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。

最初に、歳入についてご説明させていただきます。お手元の議案書12ページ、13ページをご覧ください。一番下の合計欄をご覧ください。歳入合計であります。予算現額989億3,948万2千円に対し、調定額は993億9,924万3,249円、収入済額は993億9,074万2,314円です。なお、収入未済額の839万1,624円は、被保険者の所得更正などに伴う負担区分変更による医療費返還金等の未納分です。歳入の主なものは、市町村で収納した保険料、国・県・市町村が負担すべき定率負担金、及び現役世代からの支援金です。

次に14ページ、15ページをご覧ください。歳出であります。同じく一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額989億3,948万2千円に対し、支出済額968億8,378万418円、不用額は20億5,570万1,582円となっております。主な内容は、被保険者に対する、入院、外来、調剤、歯科等の医療給付費用です。

以上、概要につきましてご説明させていただきました。

なお、詳細につきましては、鈴木業務課長から説明させていただきますので、よろしく願います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君)鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木享君) 歳入歳出の詳細につきましては、別冊の資料1「歳入歳出決算書」の事項別明細書で説明いたします。決算書の13ページからが特別会計になります。

事項別明細書の18ページをご覧ください。主に、款項目、収入済額の欄でご説明いたします。

1款市町村支出金は、医療の給付に係る市町村の負担金であり、収入済額は、156億1,726万5,449円です。1項「市町村負担金」1目「保険料等負担金」60億9,791万4,318円は、医療給付費の10分の1に当たる、各市町村で収納した保険料相当額であり、2目の「療養給付費負担金」75億778万6,773円は、医療給付費の12分の1にあたる市町村が負担すべき定率負担分です。3目「保険基盤安定負担金」20億1,156万4,358円は、保険料の均等割軽減相当額を補填する地方が分担する負担金であり、県が4分の3、市町村が4分の1を負担するもので、県の負担金は、一旦市町村で受け入れ、市町村分と合わせた額を広域連合で受け入れたものであります。

次の2款「国庫支出金」は、医療の給付や保険料軽減の補填等に係る国の負担金、補助金及び交付金で、収入済額は344億2,050万1,961円です。1項「国庫負担金」1目の「療養給付費負担金」243億1,266万6,107円は、医療給付費の12分の3に当たる、国が負担すべき定率負担分です。2目「高額医療費負担金」3億7,017万292円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4を国が負担するものであります。

19ページをご覧ください。2項「国庫補助金」、1目「調整交付金」は、各広域連合間の財政力の不均衡を調整するためのもので、医療給付費の概ね12分の1を目途として交付されます。収入済額は、90億2,769万8千円であります。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、各種事業に対する国庫補助金で、収入済額は、2,284万6,063円であります。1節「健康診査事業補助金」13,295千円は、健康診査費用のうち補助基準額の1/3以内で補助されるものであります。2節「医療費適正化等推進事業補助金」536万5千円は、重複・頻回受診者等への訪問指導、後発医薬品の使用促進等の普及啓発事業に係る国の補助金であります。3節「特別高額医療費共同事業補助金」418万6063円は、レセプト1件400万円を超える、著しく高額な医療費について、200万円を超える部分を対象に、全国の広域連合で負担し合う事業の拠出金に対する国の補助金であります。3目「円滑運営臨時特例交付金」6億8,609万2,499円は、低所得者の保険料軽減措置として7割軽減世帯を9割と8.5割軽減すること、それから所得が一定以下の被保険者の所得割を5割軽減する措置に対する補填として交付されたものであります。4目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」3千円は、東日本大震災で避難してきた後期高齢者に対し、一部負担金の免除、保険料の減免額に対して国から補助金が交付されたもので、対象者は1人でありました。10目「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」102万6千円は、制度導入に必要な業務システムの番号対応部分に対して国から補助金が交付されたものであります。

20 ページをご覧ください。3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金及び補助金等であり、収入済額は、81億8,558万1,115円であります。1項「県負担金」、1目「療養給付費負担金」77億5,268万1,730円は、医療給付費の12分の1に当たる県が負担すべき定率負担分であります。2目「高額医療費負担金」3億9,995万9,385円は、国と同様にレセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の4分の1を県が負担するものであります。2項「財政安定化基金支出金」は、予定以上の保険料の未納又は給付費の増加による財源不足を補うために、県に設置されている基金からの交付金であります。平成28年度の交付はありませんでした。3項の「県補助金」、1目「後期高齢者医療保健事業補助金」3,294万円は、国と同様に県から補助された健康診査費用の補助金であります。市町村が実施した健康診査費用のうち補助基準額の3分の1が補助されたものであります。4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費の10分の4相当額に当たり、収入済額は、386億9,553万6,349円あります。この交付金は、支払基金が、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を、各都道府県の医療費に基づき、それぞれの広域連合に交付するものであります。

21 ページになりますが、5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、1件400万円を超える高額なレセプトのうち200万円を超える部分について、全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ交付されたものであります。収入済額は2,144万1,257円あります。6款「財産収入」は、後期高齢者医療給付基金からの運用収益となる利子であり、この基金に積み立てられるものであります。収入済額は、36万7,688円あります。7款「繰入金」は、一般会計と各基金からの繰入金であり、収入済額は2億8,175万5,673円あります。1項「一般会計繰入金」は、市町村からの事務経費の負担金である市町村負担金繰入金で収入済額は、2億8,175万5,673円あります。2項の「基金繰入金」2目「後期高齢者医療給付基金繰入金」は、必要がなかったためありませんでした。8款「繰越金」は、平成27年度からの繰越金であり、収入済額は、19億7,928万9,936円あります。

22 ページをご覧ください。この中には、平成27年度に国・県から概算で交付された分の精算による返還金16億875万4,483円が含まれております。9款「県財政安定化

基金借入金」は、保険料が予定の収納率を下回ったり、予想以上に給付費が膨らむことによる財政不足を補うため県に設置してある基金です。平成 28 年度におきましては、基金からの借入等はありませんでした。10 款「諸収入」の収入済額は、1 億 8,900 万 2,886 円であります。1 項「延滞金、加算金及び過料」、1 目「延滞金」26 万 4,883 円は、保険料の延滞金であります。2 目「過料」と 3 目「加算金」は、ありません。2 項「預金利子」79 万 4,458 円は、銀行口座の預金利子であります。

23 ページをご覧ください。3 項「雑入」、1 目「第三者納付金」1 億 5,390 万 3,974 円は、交通事故等の第三者行為に係る医療給付費について、加害者からの納付金であります。収入未済額が 9,483 円ありますが、一人の方で、分納をしていただいております。

2 目「返納金」は、所得の更正等による負担区分の変更に伴う医療給付費の返還金であります。収入済額は、3,403 万 9,571 円、不納欠損額、10 万 9,311 円、収入未済額は、838 万 2,141 円であります。1 節「現年度分」収入済額 3,298 万 7,263 円、収入未済額 233 万 5,183 円は、備考欄記載のとおりであります。2 節「過年度分」収入済額 105 万 2,308 円、不納欠損額 10 万 9,311 円、収入未済額 604 万 6,958 円となります。不納欠損額は、医療費返納金のうち、高齢で財力が乏しく財産もなく 5 年の債権の時効を迎えたものであります。未納の方につきましては、分納誓約を締結し納付してもらう他、訪問徴収も行っております。3 目「雑入」は、ありませんでした。

以上が歳入であります。

次に、歳出の決算について説明いたします。

事項別明細書の 24 ページをご覧ください。1 款「総務費」は、運営に係る事務的経費であり、支出済額は、2 億 9,414 万 7,673 円であります。1 項「総務管理費」、1 目「一般管理費」であります。なお、この目の備考欄に主な節の支出項目が記載してありますので、参照してください。1 節「報酬」、3 節「職員手当など」、4 節「共済費」、それと 7 節「賃金」につきましては、3 人の臨時職員と 2 人の嘱託職員に係る人件費であります。8 節「報償費」と 9 節「旅費」につきましては、懇話会委員の報酬と費用弁償、職員の旅費であります。11 節「需用費」906 万 1,962 円は、消耗品関係と医療費通知の印刷等の印刷製本の費用であります。12 節「役務費」4,083 万 5,887 円は、医療費通知等の郵送料通信運搬費と療養費の審査等の国保連合会への手数料であります。13 節「委託料」の主な内容は、広域連合のシステム委託料、レセプトの資格確認などの国保連合会委託料、標準システム運用保守委託料等々備考欄に記載のとおりであります。支出済額は、2 億 733 万 5,123 円あります。

25 ページをご覧ください。14 節「使用料及び賃借料」2,413 万 2,060 円は、各会議等の会場使用料並びに広域連合と各市町村に設置してありますサーバと端末器のリース料であります。15 節「工事請負費」30 万 3,499 円は、社会保障・税番号制度システム整備関連工事費用であります。18 節「備品購入費」65 万 8,476 円は、備考欄記載のとおりであります。19 節「負担金、補助及び交付金」9 万 8,884 円は、山梨県保険者協議会負担金等の負担金の費用であります。

次に、2 款「保険給付費」は、被保険者に対する給付費用であり、支出済額は、948 億 2,416 万 9,060 円あります。1 項「療養諸費」、1 目「療養給付費」889 億 8,687 万 393 円は、入院、外来、歯科等の給付費用であります。2 目「訪問看護療養費」3 億 2,520 万 1,628 円は、自宅において訪問看護師等の訪問看護を受けた費用であります。3 目「特別療養費」は、資格証明書の交付を受けている被保険者からの請求による給付ですが、支出はありません。4 目「移送費」は、医療機関で治療を受けている被保険者が、医師の判断により、他の医療機関に移送されたときの費用ですが、支出はありません。5 目「審査支払手数料」2 億 6,500 万 8,588 円は、国保連合会に委託している審査支払に係る費用であります。1 件 78 円で、339 万 7,546 件でありました。

26 ページをご覧ください。6 目「療養費」10 億 3,755 万 8,076 円は、補装具、柔道整復等の費用給付であります。2 項「高額療養諸費」、1 目「高額療養費」、37 億 6,634 万 6,783 円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定めた自己負担限度額を超えたものについて支給するものであります。2 目「高額介護合算療養費」9,003 万 3,592 円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている自己負担額 1 年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて支給するものであります。3 項「その他医療給付費」、1 目「葬祭費」3 億 5,315 万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行った方に 5 万円を支給するものであります。4 款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、1 件 400 万円を超える特に高額なレセプトが対象で、200 万円を超える部分を、全国の広域連合で負担し合うための事業への拠出金で、支出済額は、1,710 万 6,984 円であります。1 目の「特別高額医療費共同事業拠出金」1,704 万 2,826 円は、事業に対する拠出金であり、2 目「特別高額医療費共同事業事務費拠出金」6 万 4,158 円は、国保中央会が行う事業の事務経費に対する拠出金であります。5 款「保健事業費」は、健康の保持増進のために必要な事業を行うために実施した費用で、支出済額は 1 億 2,281 万 7 千円であります。1 項「健康保持増進事業費」、1 目「健康診査費」、6,588 万円は、市町村が実施した健康診査に対する補助金であります。

27 ページをご覧ください。2 目「その他健康保持増進費」5,688 万 7,000 円は、広域連合が実施した健康増進事業実施時の講師への謝礼と、市町村で実施した人間ドック受診事業への補助金であります。これらの事業には、国からの特別調整交付金が充てられております。6 款 基金積立金は、当広域連合の財政の健全な運営等に資するため、設置されている基金に基金条例に基づき積立てるものであります。1 項「基金積立金」、2 目「後期高齢者医療給付基金積立金」36 万 7,688 円は、（歳入 6 款）財産収入の基金利子分を積み立てたものであります。基金の 28 年度末残高は、18 億 920 万 3 千円となっております。7 款「公債費」は、資金が一時的に不足するときに生じた借入金の利子の返済金であります。借入金は無く、支出はありません。8 款「諸支出金」は、保険料、療養給付費に係る市町村や国等への還付、償還等の支出金であり、支出済額は、16 億 2,517 万 2,013 円であります。1 項「償還金及び還付加算金」、1 目「保険料還付金」1,632 万 8,330 円は、過年度に徴収した保険料の所得更正等による返還に伴う市町村への支出金であります。2 目「償還金」16 億 875 万 4,483 円は、平成 27 年度の療養給付費等に係る国、県の負担金等の精算に伴う償還金であります。

28 ページをご覧ください。3 目「還付加算金」8 万 9,200 円は、市町村が被保険者等に保険料を返還する際に発生した加算金を市町村に支出したものであります。9 款「予備費」の支出はありませんでした。

以上が歳出であります。

最後に、実質収支に関する調書について、30 ページにありますのでご覧ください。歳入総額 993 億 9,074 万 2 千円に対しまして、歳出総額は、968 億 8,378 万円となり、差引額は、25 億 696 万 2 千円となりました。実質収支額は、差引額の 25 億 696 万 2 千円であります。

以上が、平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容であります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

●議長(谷垣喜一君)事務局の説明が、終わりました。ただいまから、認定 第 2 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。

無いようですので、討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

認定第 2 号「平成 28 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員でございます。よって認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第9 承認第1号】

●議長(谷垣喜一君)次に、日程第9、承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君)坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは、「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についての専決処分の報告および承認をもとめることについて、ご説明させていただきます。

議案書の17ページの(承認第1号)をご覧ください。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を専決処分させていただきましたので、ご報告とご承認のお願いをするものであります。

専決処分の内容でございますが、保険料軽減特例等制度の見直しに伴う、周知用リーフレットの作成及び被保険者への郵送費であります。本補正予算は、緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的暇がございましたので、専決処分とさせていただきます。なにとご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上概要を申し上げますが、具体的内容につきましては鈴木業務課長より、説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君)鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木享君) それでは、詳細につきまして説明させていただきます。

内容につきましては、別冊の資料3平成29年度補正予算説明書の補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

6ページをご覧ください。まず歳入ですが、2款「国庫支出金」、2項「国庫補助金」、1目「調整交付金」1,600万4千円の増額は、保険料軽減特例等制度見直しに伴う被保険者に対する周知経費の補助金となります。

続いて8ページの歳出ですが、1款「総務費」、1項「総務監理費」、1目「一般管理費」1,600万4千円の増額は、保険料軽減特例等制度見直しリーフレットの送付に関する作成および封入、郵送費となります。

以上が、平成29年度特別会計補正予算第1号の内容であります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●議長(谷垣喜一君) 事務局の説明が終わりました。ただいまから、承認第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。

無いようですので、討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。承認第1号、「専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))」は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員でございます。よって承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

【日程第 10 議案第 7 号】

●議長(谷垣喜一君)次に、日程第 10、議案第 7 号「平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君)坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君)それでは、「平成 29 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」について、ご説明させていただきます。

議案書の 23 ページの(議案第 7 号)をご覧ください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,587 万 1 千円を増額し、それぞれ 5 億 525 万 3 千円とするものでございます。

24 ページをご覧ください。歳入でございますが、6 款「繰越金」において前年度の決算により生じた余剰金を繰越金として受け入れるものであります。

隣の 25 ページをご覧ください。歳出でございますが、3 款「民生費」は、平成 28 年度特別調整交付金の充当による特別会計への事務費繰り出し金の減額であります。次に 4 款「諸支出金」は、地方財政法の規定により、前年度余剰金を基金に積み立てるものであります。

以上でございますが詳細につきましては芦澤事務局次長より、説明させますのでよろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君)芦澤事務局次長。

○事務局次長(芦澤文男君)それでは、詳細につきましてご説明をさせていただきます。

別冊「資料 3」補正予算説明書の 16 ページをお開きください。歳入、6 款「繰越金」1 項「繰越金」1 目「繰越金」を 2,587 万 1 千円増額し、2,587 万 2 千円とするものです。これは、平成 28 年度の決算による剰余金が 2,587 万 2 千円となるため、これを予算に反映したものでございます。次に歳出についてご説明いたします。

18 ページをお開きください。3 款「民生費」1 項「社会福祉費」1 目「老人福祉費」を 1,147 万 9 千円減額し、2 億 9,422 万 9 千円とするものでございます。これは、主に特別会計で繰越金を財源充当したことに伴い、特別会計繰出金を減額するものでございます。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」を 3,735 万円増額し、3,735 万 8 千円とするものでございます。

これは、地方財政法の規定により、前年度の剰余金を積み立てるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君)事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案 第 7 号の質疑を行います。 質疑ございませんか。

無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論は、ございませんか。

無いようですので、討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。議案第 7 号「平成 29 年度 山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員でございます。よって議案第 7 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 11 議案第 8 号】

●議長(谷垣喜一君)次に、日程第 11、議案第 8 号「平成 29 年度山梨県後期高齢者医療

広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君)坂本事務局長。

○事務局長(坂本敏己君) それでは議案第8号「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明させていただきます。

議案書の27ページのをご覧ください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20億6,910万9千円を増額し、それぞれ1,014億5,381万5千円とするものでございます。

28ページをご覧ください。歳入でございますが、4款「支払基金交付金」は、前年度分精算に伴う、今年度交付金の相殺による減額であります。次に、7款「繰入金」は、当初の財源が特別調整交付金の保険者努力支援分に代わったことによる減額、及び4款「支払基金交付金」の相殺による基金からの繰り入れ増額であります。8款「繰越金」は、前年度の決算により生じた余剰金を繰越金として受け入れた増額であります。

隣の、29ページをご覧ください。歳出でございますが、1款「総務費」は、次期国保総合システムの導入費用であります。次に、2款「保険給付費」は、訪問看護療養費に不足が生じる見込みのため、別の目から予算を組み替えるものであります。

次に、8款「諸支出金」は、保険料軽減判定誤り等に伴う還付金及び、国・県負担金等の前年度分の精算によります、返還分の増額であります。

以上でございますが、詳細につきましては鈴木業務課長に説明させますのでよろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(谷垣喜一君)鈴木業務課長。

○業務課長(鈴木享君) それでは、詳細につきまして説明させていただきます。

資料3 平成29年度補正予算説明書の26ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、4款「支払基金交付金」、1項「支払基金交付金」、1目「後期高齢者交付金」につきましては、4億6,909万円を減額するものであります。これは、負担対象額の10分の4に当たる現役世代からの支援金ですが、精算により、前年度概算交付されていたものに返還金が生じたので、本年度の交付金で相殺するものであります。

次に、7款「繰入金」、1項「一般会計繰入金」、1目「一般会計繰入金」1,147万9千円の減額は、主に平成28年度からの繰越金のうち特別調整交付金の保険者努力支援分について財源充当したことによるものです。7款「繰入金」、2項「基金繰入金」、2目「後期高齢者医療給付基金繰入金」4,271万7千円の増額につきましては、先ほど説明しました、4款支払基金交付金の葬祭により、保険料負担金に不足が生じるため、基金からの繰り入れの増額となります。

最後に、8款「繰越金」、1項「繰越金」、1目「繰越金」は、平成28年度の繰越金が確定し他の出、25億696万1千円を増額するものであります。続いて、歳出であります。

28ページをご覧ください。1款「総務費」、1項「総務監理費」、1目「一般管理費」22万1千円の増額は、次期国保総合システム機器の調達及び設定費用となります。2款「保険給付費」、1項「療養諸費」1目「療養給付費」、及び2目「訪問看護療養費」につきましては、2目「訪問看護量養費」に不足が生じる見込みのため、1目「療養給付費」から7,500万円の予算組み替えとなります。

32ページをご覧ください。8款「諸支出金」、1項「償還金及び還付加算金」、1目「保

険料還付金」1,125万円の増額につきましては、保険料軽減判定誤り等に伴う還付金であります。次に、2目「償還金」20億5,748万8千円につきましては、前年度に概算交付を受けた国及び県の負担金等を、精算により返還するものであります。次に、3目「還付加算金」15万円につきましては、険料軽減判定誤り等に伴う還付金への加算金であります。

以上が、平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●議長(谷垣喜一君)事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

無いですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。

無いですので、討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。議案第8号、「平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員でございます。よって議案第8号は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●議長(谷垣喜一君)お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長(谷垣喜一君)異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上を持って、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

【閉会】

●議長(谷垣喜一君)ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。以上をもちまして、平成29年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

<書 記>

ご起立下さい。

相互に礼。(お疲れ様でした。)

閉会 午後4時30分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 _____ 谷 垣 喜 一 _____

署名議員 _____ 高 添 秀 明 _____

署名議員 _____ 中 村 常 美 _____